

24 新福介給第 762 号

平成 24 年 11 月 6 日

各 事業所 御中

新宿区福祉部介護保険課課長 菅野 秀昭

(公印省略)

事故発生時の報告における「前各号のほか区が報告を求める事故」について

日頃、本区の介護保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新宿区介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領第 3 条(裏面参照)(1)～(4)には該当しない事故について、区が報告の必要性を認めた場合には、同条(5)「前項各号のほか区が報告を求める事故」として事故報告書の提出をお願いしていました。

今回、この第 3 条(5)による報告対象事故を下記のとおり整理しました。今後、該当する事故があった場合は報告をお願いします。

記

●新宿区介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領第 3 条(5)の「前各号のほか区が報告を求める事故」に該当するものは以下の通りです。

- 1 誤与薬のうち、当該入所者が服用すべき以外の薬を服用してしまった場合
(医療機関における治療の有無を問わない)
- 2 サービス提供中の利用者(入所者)の行方不明(離脱等)
- 3 その他、以下に該当する場合で、区が報告を必要と認めたもの(発生時に区へお問合せください)
 - ① 利用者(入所者)に被害や影響を与えたか与える可能性のあった事故
例; 個人情報流出
 - ② 事業所のサービス提供に重大な支障を与えたか与える可能性のあった事故
例; 利用者(入所者)間のトラブル、利用者(入所者)による職員への暴力行為

※薬の飲み忘れ・飲ませ忘れ等で受診した場合は第 3 条(1)に該当し、報告対象となります。

問い合わせ先 新宿区福祉部介護保険課給付係

TEL 5 2 7 3 - 3 4 9 7

新宿区介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領

第3条 報告すべき事故の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険サービスや宿泊サービス（送迎、通院等を含む。）の提供中に生じた利用者の怪我又は死亡事故（転倒若しくは転落に伴う骨折若しくは出血、火傷、誤嚥、異食又は薬の誤与薬等により医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）をしたもの若しくは入院したものをいう。ただし、軽易な擦過傷又は打撲を除く。）
- (2) 集団で生活又は利用する介護保険事業所で発生した感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。）、食中毒、結核又は疥癬の発症で、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局等連名通知）4に該当する場合
- (3) 利用者の処遇に影響のある従業員の法令違反又は不祥事等
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により介護保険サービスや宿泊サービスの提供に影響する重大な事故
- (5) 前各号のほか区が報告を求める事故